資料1

水道事業の現状等（最新追加資料）

令和7年7月

総務省自治財政局公営企業経営室

１　水道事業の現状

水道事業の建設改良費の推移

○ 建設改良費について、新増設に係る費用の減少に伴って全体で減少傾向にあったが、H22以降、改良に係る費用の増加に伴い、増加に転じている。
○ 「新増設」に係る費用については直近20年間で▲39%の減少（H15:0.6兆円→R5:0.4兆円）となっている一方で、既存施設の「改良」に係る費用については＋100%の増加（H15:0.5兆円→R５:1兆円）となっている。

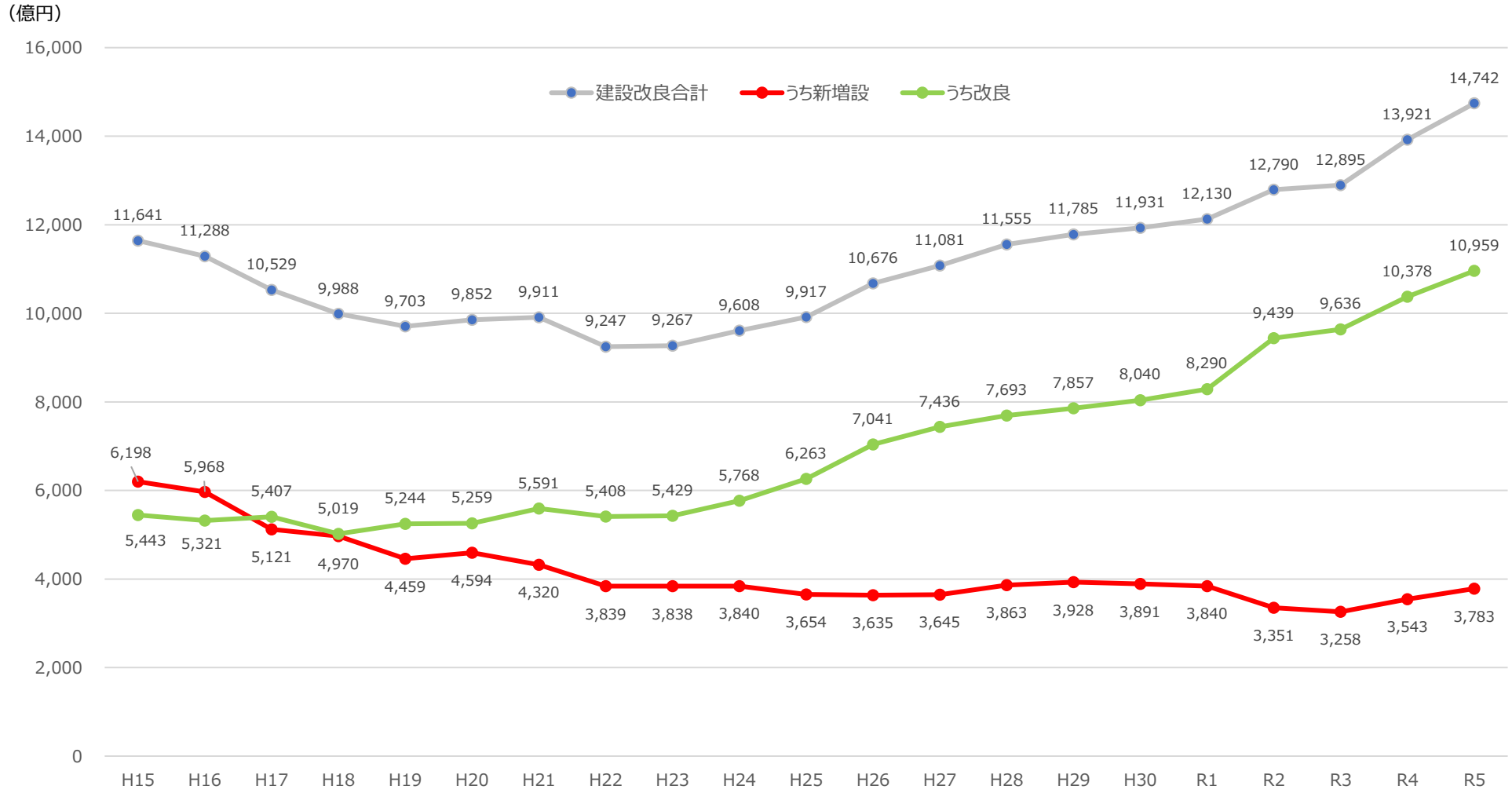

※ 決算統計により作成。対象事業：水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用）

【都道府県別】管路経年化率及び管路更新率

○ 都道府県の管路経年化率について、最も高いのは大阪府（36.3%）、次いで香川県（31.6%）となっている。なお、最も低いのは、滋賀県（16.4%）。
○ 管路更新率は全国的に低水準（0.61%）であり、最も高いのは東京都、神奈川県（1.1%）、最も低いのは長野県（0.3%）。

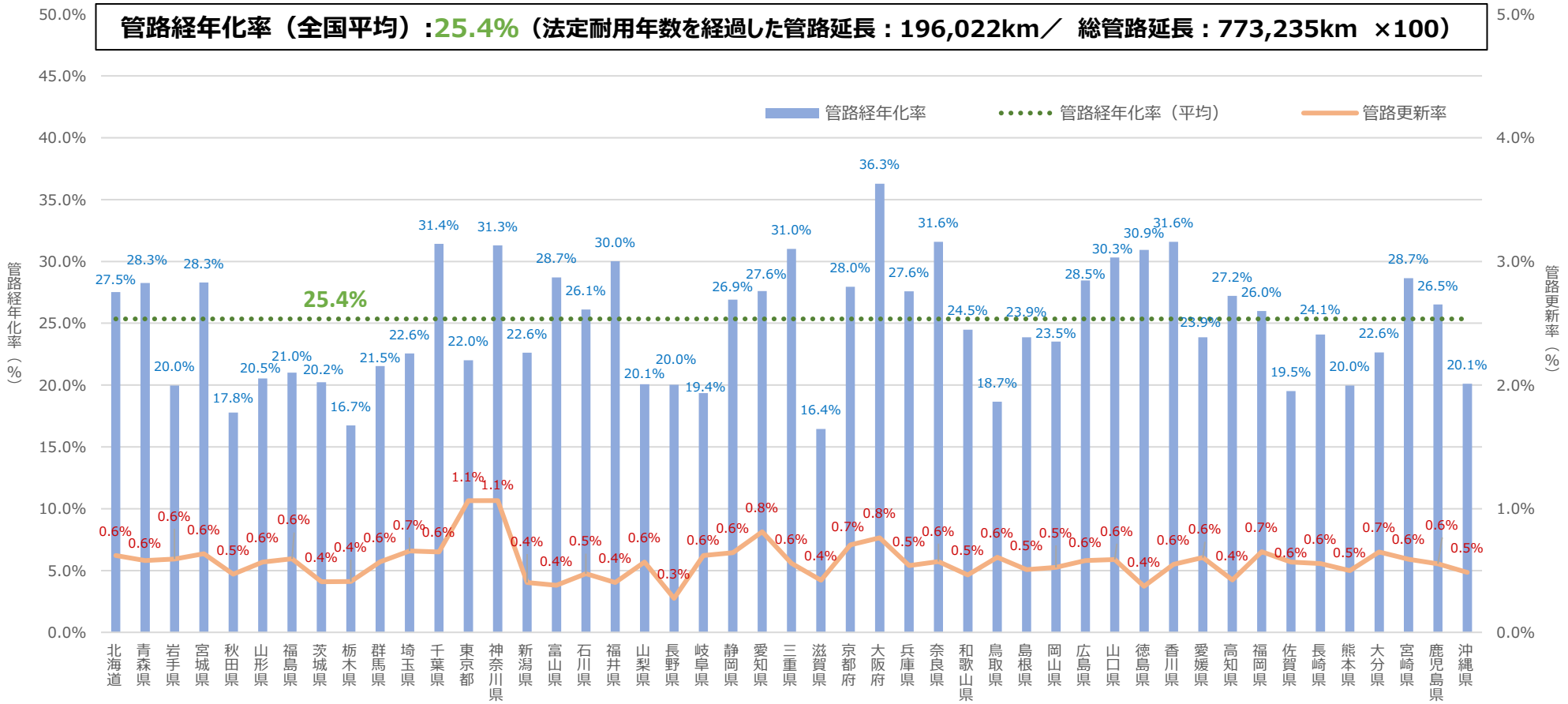

※ R5決算統計より作成 対象事業：水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用）
※ 管路経年化率：法定耐用年数を経過した管路延長（01表1行60列+61列＋62列）／ 総管路延長（01表1行13列＋14列＋15列）
※ 管路更新率： 当該年度に更新した管路延長（01表1行63列+64列＋65列）／ 総管路延長（01表1行13列＋14列＋15列）

水道事業における職員数の推移

○ 水道事業職員について、S55に7.6万人であったが、R5には4.2万人（▲33,659人、▲44.2%）となっており、地方公務員全体の減少率（S55比▲11.6%）と比較しても、減少率が大きい状況となっている。
○ 市町村合併や簡水統合等で事業数が減少し、１事業あたりの職員平均数は、S55から直近R5にかけて微増（21.1人→24.1人）している。

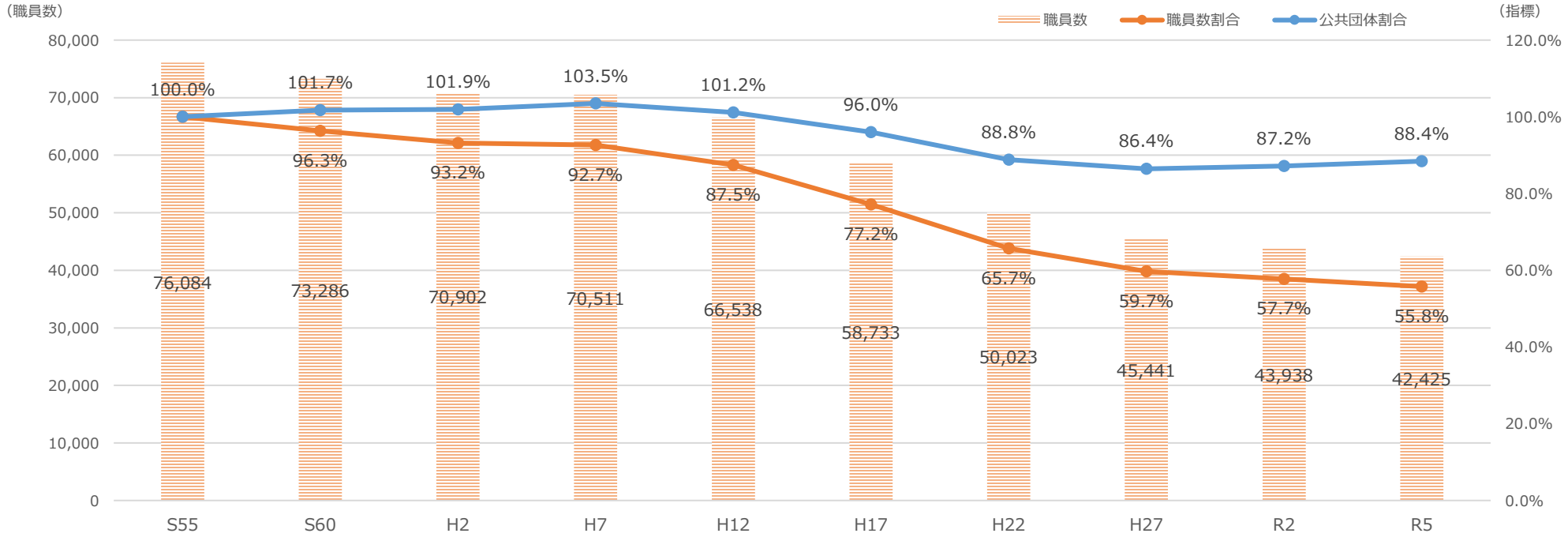

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R5
事業数	3,610	3,646	3,655	3,663	3,662	2,224	2,152	2,081	1,794	1,757
職員平均数（１事業あたり）	21.1	20.1	19.3	19.2	18.1	26.4	23.2	21.8	24.5	24.1

※ 決算統計より作成。対象事業：上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用、法非適用）
※ 指標については、S55を100%とした場合の職員数の推移
※ 法適用：R元までは常時雇用職員の数（01表１行48列）、R2からは常勤職員の数（01表１行67列+70列）
※ 法非適用： R元までは常時雇用職員の数（29表1行26列）、R2からは常勤職員の数（29表１行48列+51列）

水道事業に係る部門別職員数の構成

○　総務・管理に従事する職員は、38.1%となっている。
○　浄水・配水工程の業務に従事する職員については、取水部門が5.4%、浄水部門が13.7%、配水部門が25.4%となっている。

○　組織体制（例）：A市（政令市、人口規模100万人程度）

部	課	主な業務
水道危機管理室		・災害対策に関すること　等
総務部	総務課	・人事・組織、広報・広聴に関すること　等
	経営企画課	・水道事業の経営、各種計画策定、広域連携に関すること　等
	財務課	・予算編成・決算に関すること　等
	営業課	・料金、コールセンター運営に関すること　等
給水部	計画課	・水道施設に係る総合調整に関すること　等
	配水管理課	・送配水施設の維持管理の総括に関すること　等
	配水課(東西南北)	・各送配水施設個別の維持管理に関すること　等
	給水装置課	・各家庭の給水装置工事、水道メーターに関すること　等
	管路整備課	・管路整備計画、送配水管工事の設計に関すること　等
浄水部	施設課	・浄水施設等の建設改良の総括に関すること　等
	水質管理課	・水質管理、水質検査、調査研究に関すること　等
	B・C浄水課	・各浄水場の維持管理に関すること　等

※　R５決算統計により作成。対象事業：上水道事業（末端給水）、簡易水道事業（法適用）
※　部門別職員数は、会計年度任用職員等を含む。
※　法適用：01表1行41列から47列

○　部門別職員数の構成（全国）

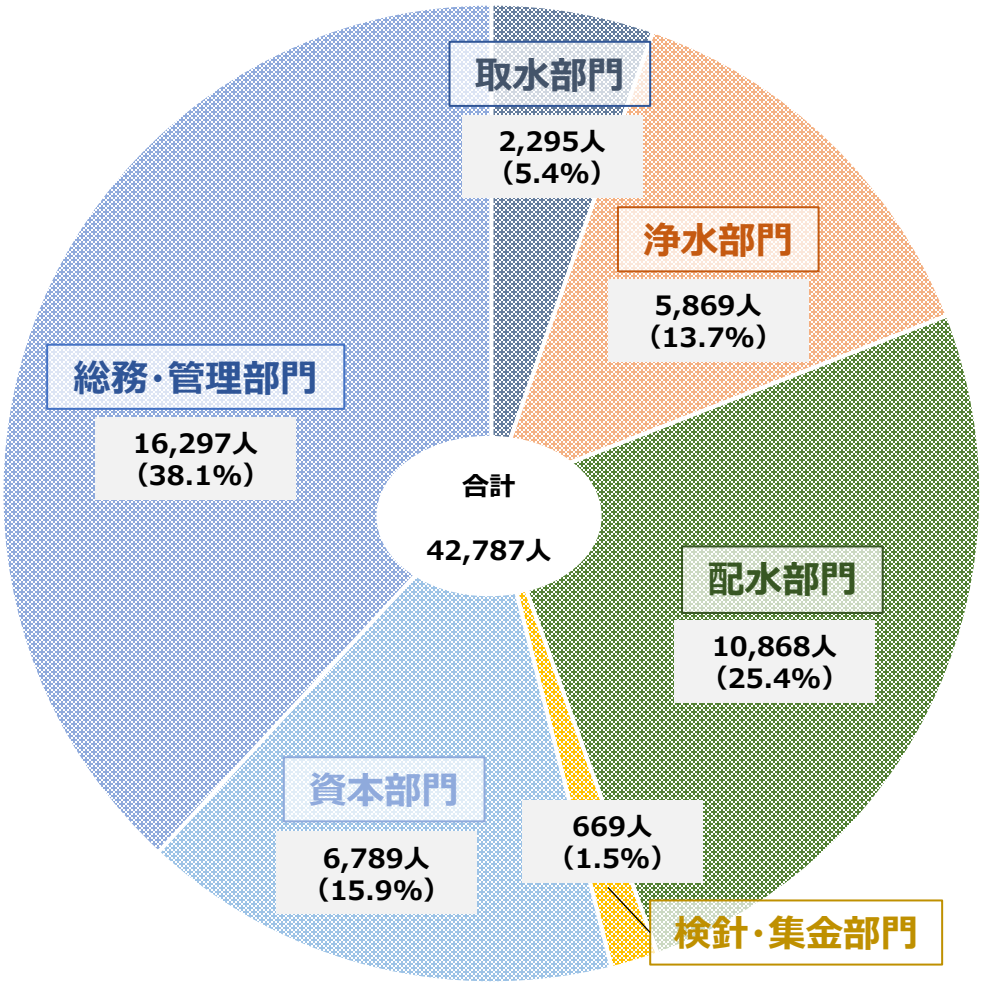

２　水道事業における経営広域化に係る検討の視点

これまでの主な広域連携事例

国土交通省資料（第4回上下水道政策の基本的なあり方検討会）を総務省で加工

○ これまでの事業統合、経営の一体化の事例においては、用水供給事業を核としているものが多い。
○ 検討開始から統合実現までに要した年数にはバラツキがあるが、10年程度要したところが多い。

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数	統合前平均職員数	統合後合計職員数（R4）
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月	19	72
H28.4	秩父広域市町村圏組合	100,230人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月	13	43
H28.4 R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合。その後用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	7年	11	52
H29.4 H31.4 R3.4 R7.4	大阪広域水道企業団	約1,100,000人 ※10市8町1村の計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中 工業用水道事業者・用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市5町（うち1町は令和6年4月から事業開始）、令和3年4月に2市2町、令和7年4月に5市と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで	37	756※2
H30.4	香川県広域水道企業団	939,800人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年	23	454
H31.4	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月	34	157
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和５年４月に事業統合	10年8ヶ月	10	51
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月	10	57
R5.4	広島県水道広域連合企業団	約598,000人	広島県内の工業用水道事業者・用水供給事業者（広島県）と水道事業者(9市5町) が経営の一体化	６年６ヶ月	17※1	321※3
R7.4	奈良県広域水道企業団	889,965人	奈良県内の用水供給事業者（奈良県）と水道事業者（26市町村）が事業統合。	7年	14※1	451※3

※給水人口・職員数:令和4年度水道統計より集計　※1 R4時点の平均職員数　※2 R7.4時点の企業団職員数　※3 企業団設立時の職員数

水道事業における経営広域化の類型・特徴

○ これまでの水道事業における経営広域化の実例では、統合後の組織体制として以下の２つの類型が存在するところ。
○ 企業団を設置する場合、それぞれの自治体の議会とは別の議決機関を新たに組織するなど、意思決定のプロセスとしては丁寧な一方、煩雑になるため、迅速性の面で課題あり。

実施主体	普通地方公共団体（中核団体への一元化）	企業団（一部事務組合又は広域連合）
概要	・中核となる都道府県又は市町村（統合先団体）が、従前行っていた水道事業の区域拡張等により、統合される市町村（統合元団体）の水道事業を承継する。 ・議決機関　：統合先団体の議会 ・その他機関：統合先団体の既存機関	・都道府県や市町村（構成団体）が、新たに共同で企業団を設置し、構成団体の水道事業を承継する。 ・議決機関　：企業団議会 （構成団体が選定する議員等により構成） ・その他機関：選挙管理員会や監査委員等を別途組織
メリット	・既存の組織を体制強化することで対応可能 ・料金改定等重要な意思決定も基本的に統合先団体の議決のみで対応可能であり、対応が迅速化（意見が対立する場合など、事前に統合先団体が広域的観点等から意見調整）	・構成団体が選定する企業団議会の議員を通じて、構成団体が引き続き意思決定に関与可能
デメリット	・上記重要な意思決定において、統合元団体が議決という形では関与できなくなる ・統合先団体のリーダーシップ・調整力次第では事前の意見調整が進まず、メリットが生じないおそれあり	・企業団議会等、新たな組織が必要であり複雑 ・構成団体が選定する議員間で意見が異なる場合の調整に時間を要するなど意思決定が煩雑化するおそれあり
主な事例（都道府県の参画あり）	東京都、千葉県、神奈川県、茨城県（検討中）	香川県広域水道企業団、かずさ水道広域連合企業団（千葉県）、広島県水道広域連合企業団、奈良県広域水道企業団
主な事例（都道府県の参画なし）	北九州市、甲府市	岩手中部水道企業団、淡路広域水道企業団、秩父広域市町村圏組合、佐賀西部広域水道企業団、田川広域水道企業団

水道の広域連携の主な課題（令和6年度都道府県ヒアリングより）

①事業体・都道府県の人材・ノウハウ不足：20団体

・**都道府県営水道（用水供給事業等）がない地域で、水道事業に関するノウハウが乏しく検討が進まない**
・少ない職員で日常業務を回している自治体ほどルーティンワークに追われ、広域連携について検討する機会に乏しい
・水道と下水道を兼務するなど、**広域連携に特化して人員を割く余裕が乏しい**
・広域連携をコーディネートする人材・体制の確保が必要

②中核事業体の広域連携参画にメリットがない：13団体

・中核事業体は自分たちで運営でき、**周辺の市町村を助ける形となり、中核事業体のメリットが感じられない**
・中核事業体とその他の事業体の規模が違いすぎて難しい
・中核事業体と周辺の事業体との財政規模の差が大きく、周辺事業体は中核事業体にお願いしますというスタンス

③地理的に統合が難しい：11団体

・地理的に広域化が難しく、ハード面での連携が難しい
・各事業体が水源を持っている
・離島・半島を抱えているほか、複数市町に供給できるような大きな水源がない

④水道料金への影響：8団体

・**経営統合すると料金を値上げするのではという懸念が強い**
・**地域間の料金格差により住民からの合意を得ることが難しい**
・離島の施設費が本島の給水原価に影響することを懸念

⑤その他

・事業体内統合（合併した旧市町村水道事業の統合、簡易水道統合）を優先
・地元業者との関係性が企業団になることで薄れるのではないかという懸念
・広域連携（事業統合）した企業団でメリットが見られず、統合の効果に疑問

都道府県における用水供給事業等の実施状況

○　都道府県における用水供給事業の実施状況としては、都道府県が直接実施しているところが19団体、都道府県が加入している一部事務組合等が実施しているところが６団体となっている。また、都道府県が末端給水事業を実施しているところが7団体あり。
○　都道府県が用水供給事業も末端給水事業も実施していないところが20団体あり。

No.	都道府県	都道府県 用水供給	一部事務組合等 （都道府県加入） 用水供給	都道府県 末端給水 （県加入一組含む）	【参考】 一部事務組合等 用水供給 （県未加入）
1	北海道		○		○
2	**青森県**				○
3	**岩手県**				○
4	宮城県	○			
5	**秋田県**				
6	山形県	○			
7	**福島県**				○
8	茨城県	○			
9	栃木県	○			
10	群馬県	○			
11	埼玉県	○			
12	千葉県		○	○	○
13	東京都			○	
14	神奈川県		○	○	
15	**新潟県**				○
16	富山県	○			○
17	石川県	○			
18	福井県	○			
19	**山梨県**				○
20	長野県	○		○	○
21	岐阜県	○			
22	静岡県	○	○		
23	愛知県	○			
24	三重県	○			

No.	都道府県	都道府県 用水供給	一部事務組合 （都道府県加入） 用水供給	都道府県 末端給水 （県加入一組含む）	【参考】 一部事務組合 用水供給 （県未加入）
25	滋賀県	○			
26	京都府	○			
27	**大阪府**				○
28	兵庫県	○			○
29	奈良県			○	
30	**和歌山県**				
31	**鳥取県**				
32	島根県	○			
33	岡山県		○		○
34	広島県		○	○	
35	**山口県**				○
36	**徳島県**				
37	香川県			○	
38	**愛媛県**				○
39	**高知県**				
40	**福岡県**				○
41	**佐賀県**				○
42	**長崎県**				
43	**熊本県**				○
44	**大分県**				
45	**宮崎県**				
46	**鹿児島県**				
47	沖縄県	○			
		19	**6**	**7**	**17**

※ 赤字にしている団体は、都道府県（都道府県加入一部事務組合等を含む）が用水供給事業も末端給水事業も実施していない団体

【都道府県別】水道事業担当職員数

○ 職員数（都道府県・市町村等合計）が最も多いのは東京都（3,594人）、次いで神奈川県（3,351人）となっている。
○ 職員数（都道府県・市町村等合計）が300人以下の都道府県が６団体あり、最も少ないのは、福井県（186人）、次いで高知県（239人）となっている。
○ 職員数（都道府県単体 注）の占める割合が25%以上の都道府県は、６団体となっている。
注：都道府県が加入している企業団等の職員については、都道府県職員としてカウントしている。

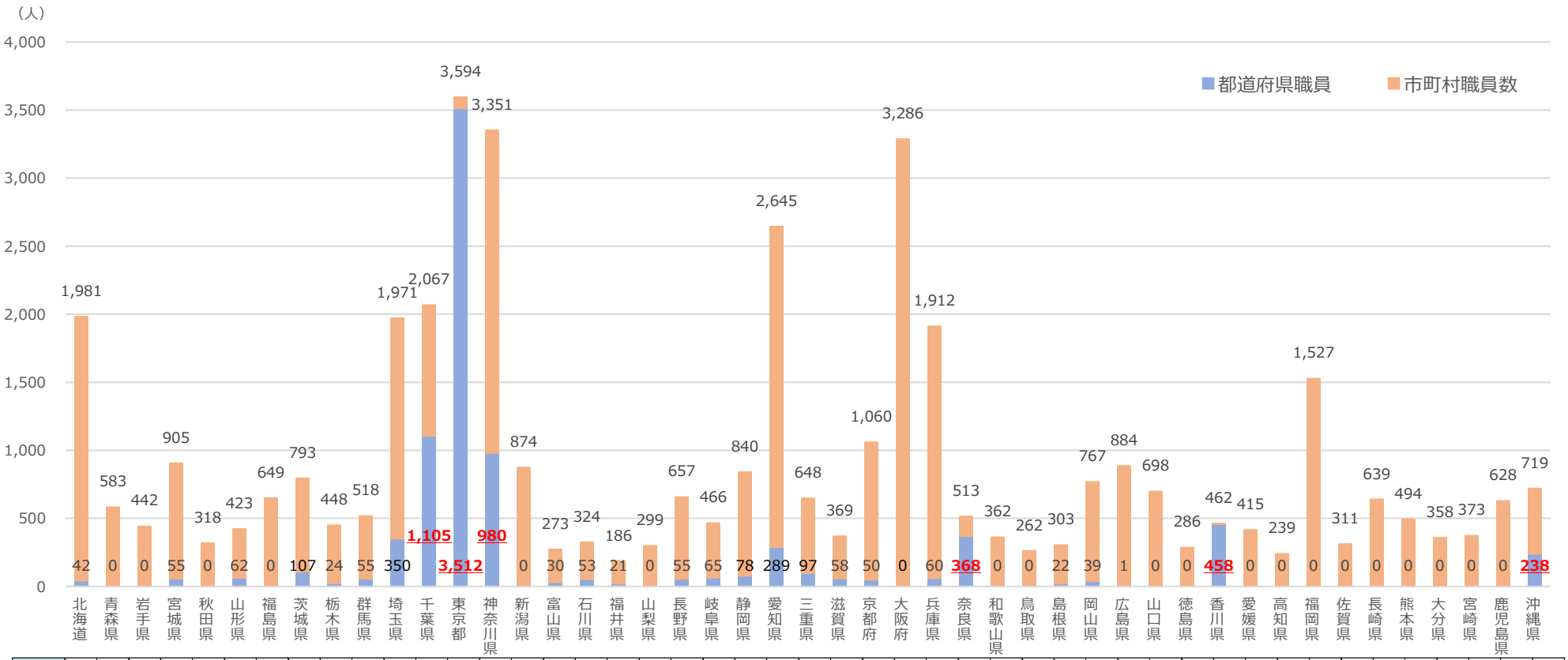

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
市町村職員数	1,981	583	442	905	318	423	649	793	448	518	1,971	2,067	3,594	3,351	874	273	324	186	299	657	466	840	2,645	648	369	1,060	3,286	1,912	513	362	262	303	767	884	698	286	462	415	239	1,527	311	639	494	358	373	628	719
都道府県職員	42	0	0	55	0	62	0	107	24	55	350	1,105	3,512	980	0	30	53	21	0	55	65	78	289	97	58	50	0	60	368	0	0	22	39	1	0	0	458	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238
都道府県職員割合(%)	2.1	0	0	6.1	0	14.7	0	13.5	5.4	10.6	17.8	53.5	97.7	29.2	0	11.0	16.4	11.3	0	8.4	13.9	9.3	10.9	15.0	15.7	4.7	0.0	3.1	71.7	0	0	7.3	5.1	0.1	0	0	99.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33.1

※ R5決算統計より作成。対象事業：上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用、法非適用）
※ 法適用：25表02行４列＋29列＋54列＋3行4列、法非適用：29表１行48列＋51列
※ 都道府県が加入している企業団等については、都道府県職員として表示している。

水道事業の主な業務と組織体制

メタウォーター株式会社資料（第6回上下水道の経営基盤強化に関する研究会）を踏まえて作成

○ 上水道事業の主な業務としては、総務部門における条例改正、経営管理部門における計画策定、施設建設・維持管理関係業務部門における設計等、市民サービス部門の料金算定・徴収などがあげられる。
○ 事業を実施する上で、ルーチンとして実施するいわゆる定型業務と、ルーチン外業務として実施する、企画立案等のいわゆる非定形業務に分けられるが、民間事業者への委託になじむ業務は、定型業務のうち、浄水場施設等の運転監視や水質管理を含む設計・建設・維持管理業務及び市民サービス関係業務。
○ 小規模事業体において、組織・体制的な課題から実施が困難となる懸念の高い業務は、アセットマネジメント計画の策定などのいわゆる非定型業務。

業務部門	主な業務
総務	条例改正 人事管理 各種企画 ※組織体制検討、DX推進 危機管理
経営管理	予算・決算・経理 財産管理 料金改定 計画策定 （アセマネ計画・経営戦略等）
施設建設・維持管理	委託先等のモニタリング 設計・建設・維持管理 ※運転監視、保全、水質管理、工務等 台帳管理
市民サービス	料金算定・徴収 法にもとづく手続きの受付・審査 窓口対応

※ …いわゆる非定型業務
※ …いわゆる定型業務
※ …民間事業者への委託になじむ業務

【給水人口規模別】アセットマネジメント実施状況

○ 給水人口規模が小さくなるほど、アセットマネジメントを実施していない団体の比率が高くなる傾向。
○ アセットマネジメントを実施している団体においては、標準型検討手法を用いている団体が多数を占める状況。

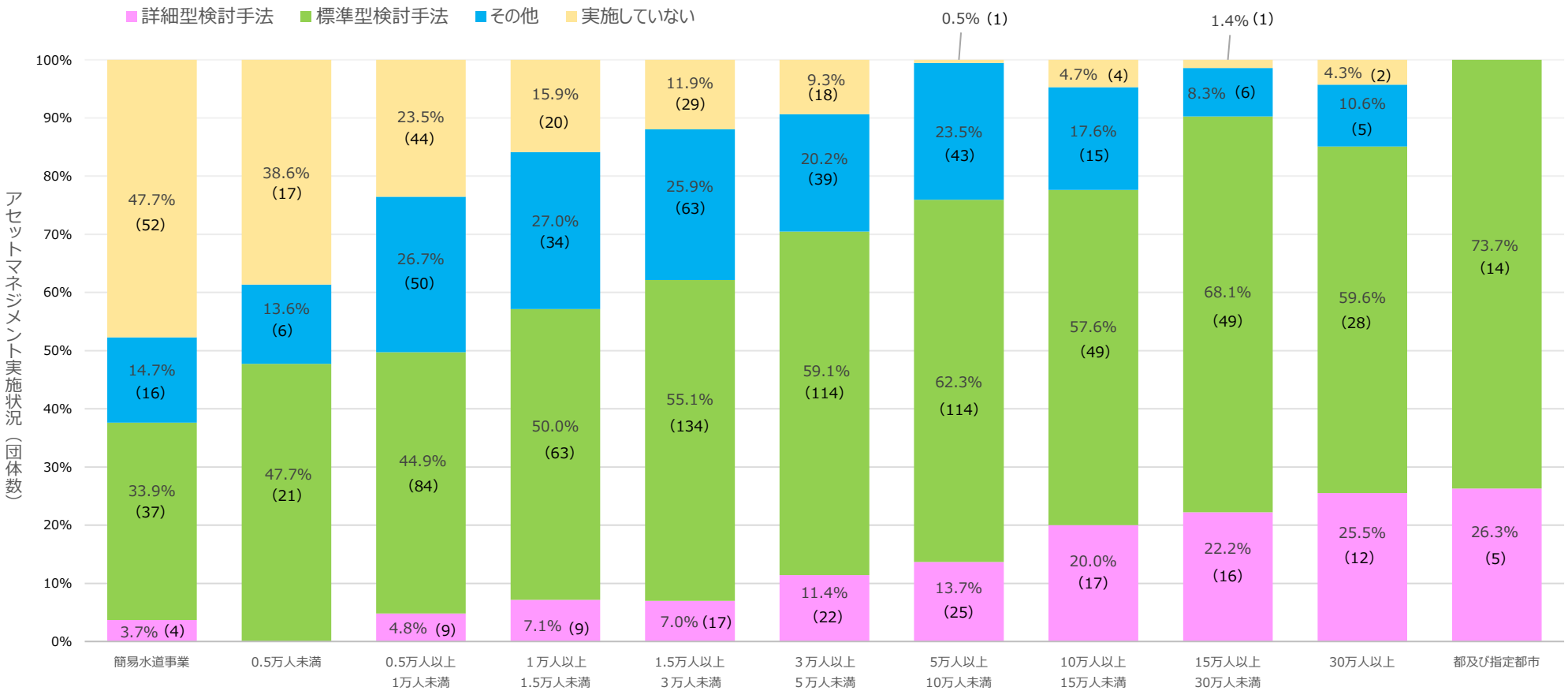

給水人口規模	簡易水道	0.5万人未満	0.5万人以上 1万人未満	1万人以上 1.5万人未満	1.5万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 15万人未満	15万人以上 30万人未満	30万人以上	都及び指定都市
団体数	109	44	187	126	243	193	183	85	72	47	19

※ 「R5決算統計」及び「R5水道事業の更新投資の状況等に関する調査」より作成。対象事業：上水道事業（末端給水）、簡易水道事業（法適用）
※ 詳細型検討手法 ：更新需要以外の種々の変動要素についても考慮し、標準型よりさらに詳細な財政収支見通しにより評価する手法。
※ 標準型検討手法 ：将来の給水収益の変動等を見込んだ簡易な財政シミュレーションにより評価する手法。

【給水人口規模別】水道事業担当職員数（団体別平均）

○　給水人口規模3.0万人未満の自治体では、水道事業担当職員数が10人未満となっている。
○　事業規模が小さくなるほど、技術職員の占める割合が小さくなる傾向があり、特に人口１万人未満の自治体においては、１団体あたりのの技術職員数が１を下回るなど、小規模自治体においては、技術職員が０人のところも存在する。

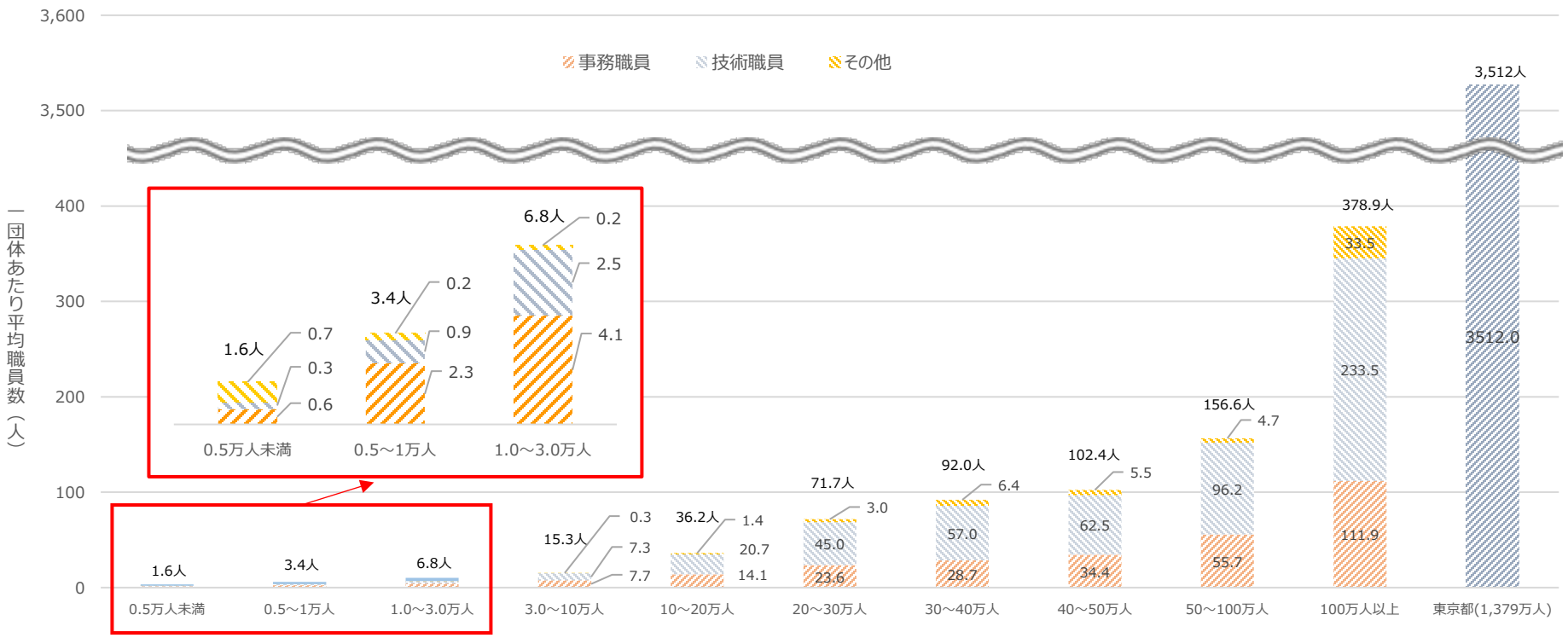

給水人口規模	0.5万人未満	0.5万人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 40万人未満	40万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	東京都 (1,379万人)
団体数	465	225	389	394	137	43	33	17	20	33	1

※　R5決算統計より作成。対象事業：上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用、法非適用）
※　職員数は、常勤職員数を計上
※　法適用：25表02行４列＋29列＋54列＋3行4列、法非適用：29表１行48列＋51列

【給水人口規模別】有収率

○ 有収率については、東京都（95.5%）、指定都市（92.6%）において特に高水準。（全国平均：89.3%(用供除く。)）
○ 給水人口規模が減少するにつれて、有収率も低下していく傾向となっている。

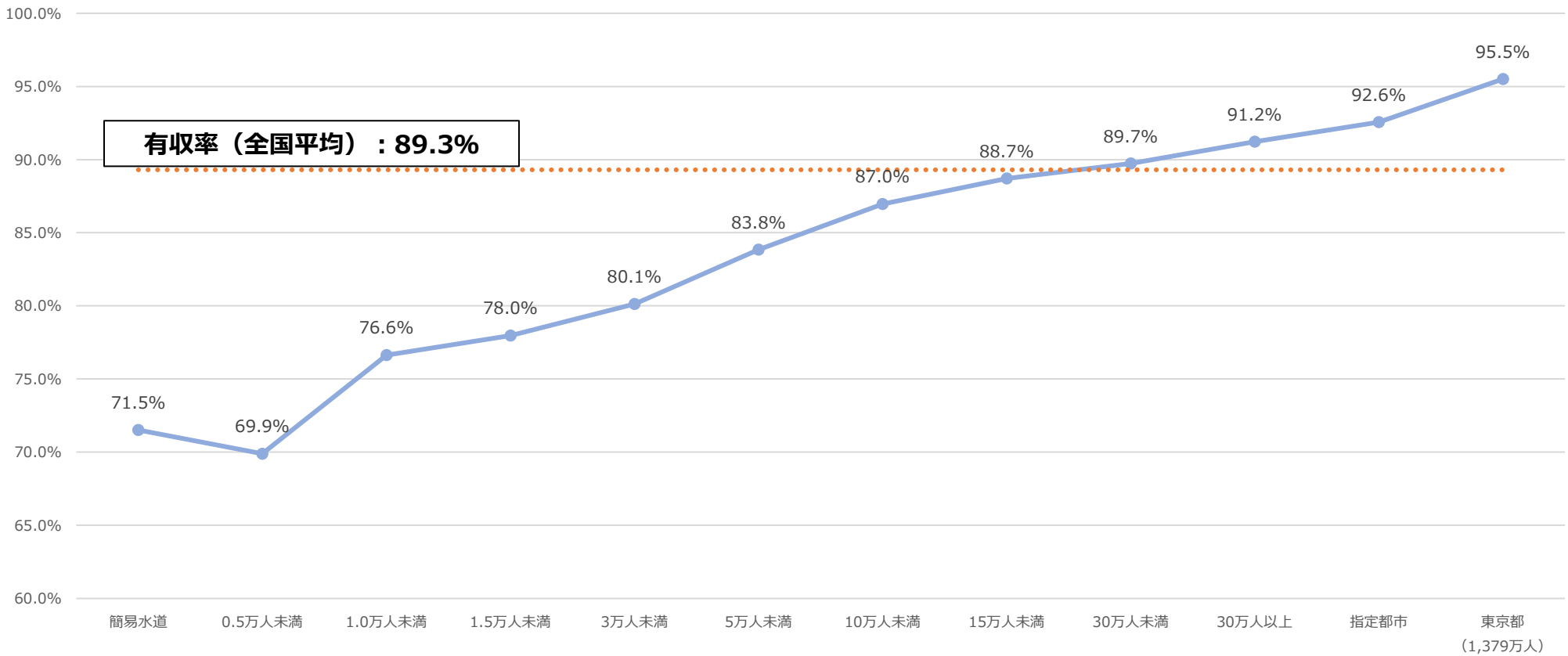

給水人口規模	簡易水道	0.5万人未満	1万人未満	1.5万人未満	3万人未満	5万人未満	10万人未満	15万人未満	30万人未満	30万人以上	指定都市	東京都（1,379万人）
団体数	167	45	190	131	247	198	188	89	72	50	19	1

※ R5決算統計より作成。対象事業：上水道事業（末端給水）、簡易水道事業（法適用）
※ 年間総有収水量(01表1行24列) ／年間総配水量（ 01表1行23列）

【給水人口規模別】給水原価及び供給単価

○ 給水原価について、人口規模が小さくなるほど給水原価が高くなる傾向にあり、「0.5万人未満」（274.94円/㎥）のグループは「50万人以上」（170.28円/㎥）の1.6倍程度の水準となっている。
○ 供給単価についても同様の傾向にあり、「0.5万人未満」は「50万人以上」の1.8倍程度の水準となっている。
○ 料金回収率については、10万人以上の団体から、100%を超える水準となっている。

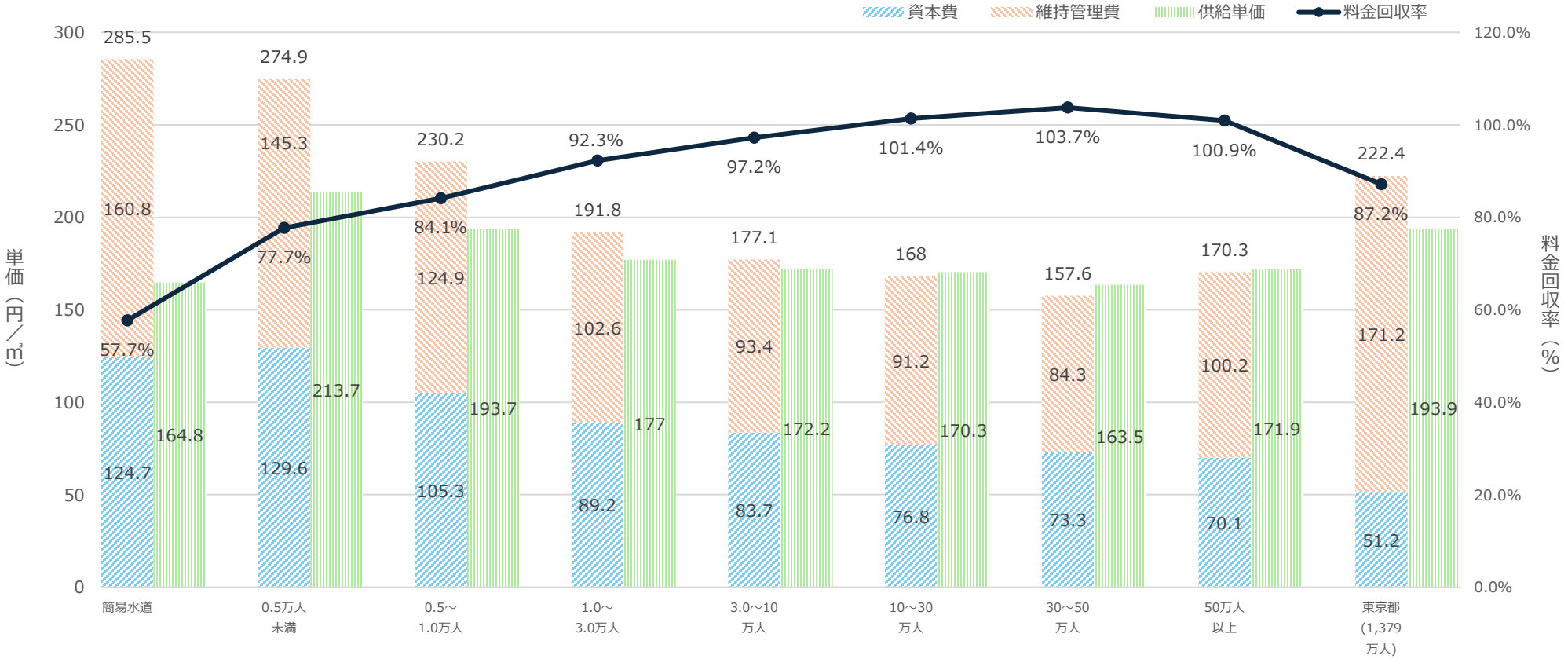

現在給水人口	簡易水道	0.5万人未満	0.5～1.0万人	1.0～3.0万人	3.0～10万人	10～30万人	30～50万人	50万人以上	東京都（1,379万人）
事業数	167	45	190	378	387	161	42	26	1
資本費割合	43.7%	47.2%	45.7%	46.5%	47.2%	45.7%	46.5%	41.2%	23.0%
維持管理費割合	56.3%	52.8%	54.3%	53.5%	52.8%	54.3%	53.5%	58.8%	77.0%

※ R５年度決算統計により作成（対象事業数：1,397事業）。対象事業：上水道事業（末端給水）、簡易水道事業（法適用）

【都道府県別】給水原価及び供給単価

○ 都道府県別の給水原価（法適用事業）について、最も低いのは1㎥あたり127円（静岡県）最も高いのは224円/㎥（青森県）となっており、1.7倍程度程度の水準。
○ 供給単価について、最も低いのは132円/㎥（静岡県）、最も高いのは232円/㎥（宮城県）となっており、1.7倍程度の水準。

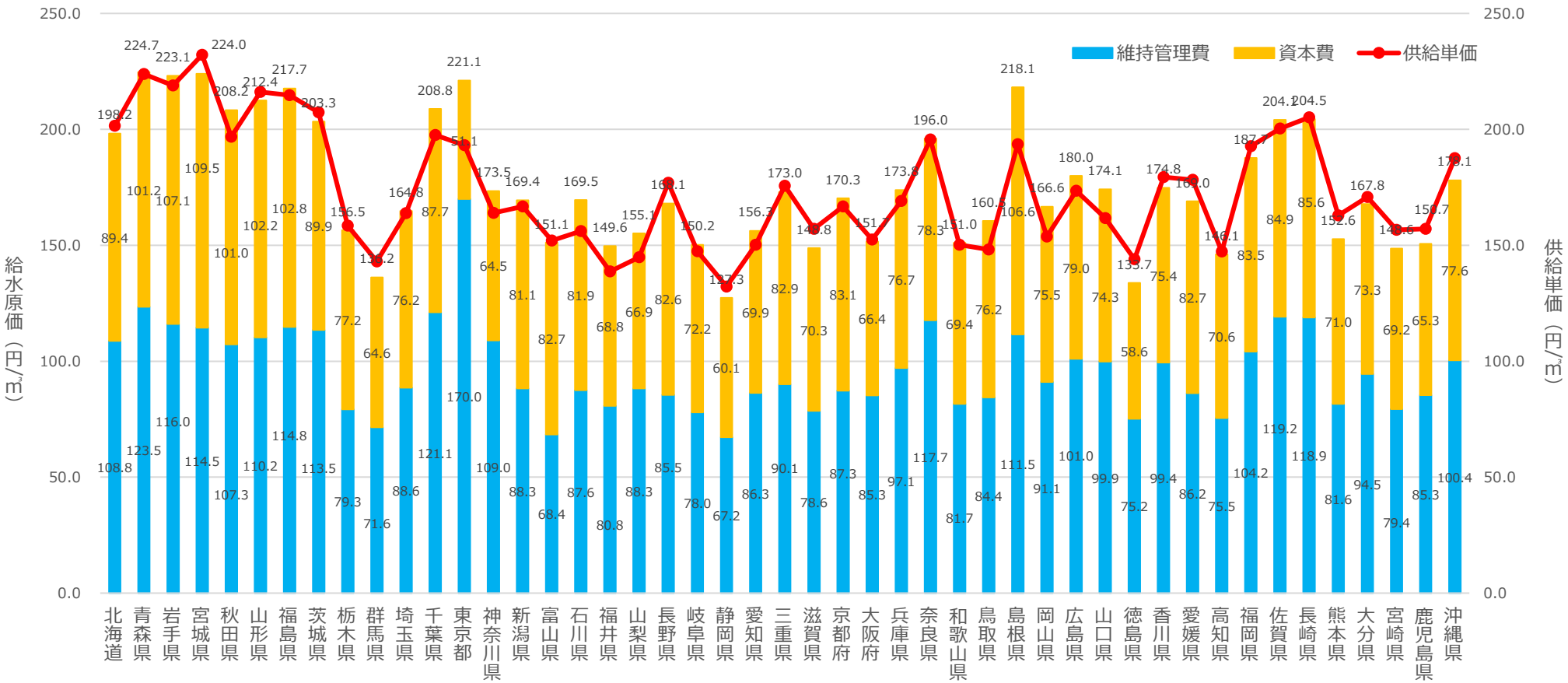

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
資本費割合（%）	45	45	48	49	48	48	47	44	49	47	46	42	23	37	48	55	48	46	43	49	48	47	45	48	47	49	44	44	40	46	47	49	45	44	43	44	43	49	48	44	42	42	47	44	47	43	44
維持管理費割合（%）	55	55	52	51	52	52	53	56	51	53	54	58	77	63	52	45	52	54	57	51	52	53	55	52	53	51	56	56	60	54	53	51	55	56	57	56	57	51	52	56	58	58	53	56	53	57	56

※ 令和５年度決算統計により作成（対象事業数：1,397事業）。対象事業：上水道事業（末端給水）、簡易水道事業（法適用）
※ 用水供給事業については、二重計上を避けるため除外している。

【都道府県別】水道料金の状況

○　各都道府県内における料金水準が最も高い団体と最も低い団体の差の全国平均は2.4倍となっている。
○　水準の差が最も大きい都道府県は、兵庫県で5.5倍となっている。（最低869円：最大4,743円）
○　水準の差が最も小さい都道府県は、佐賀県で1.5倍となっている。（最低3,080円：最大4,570円）

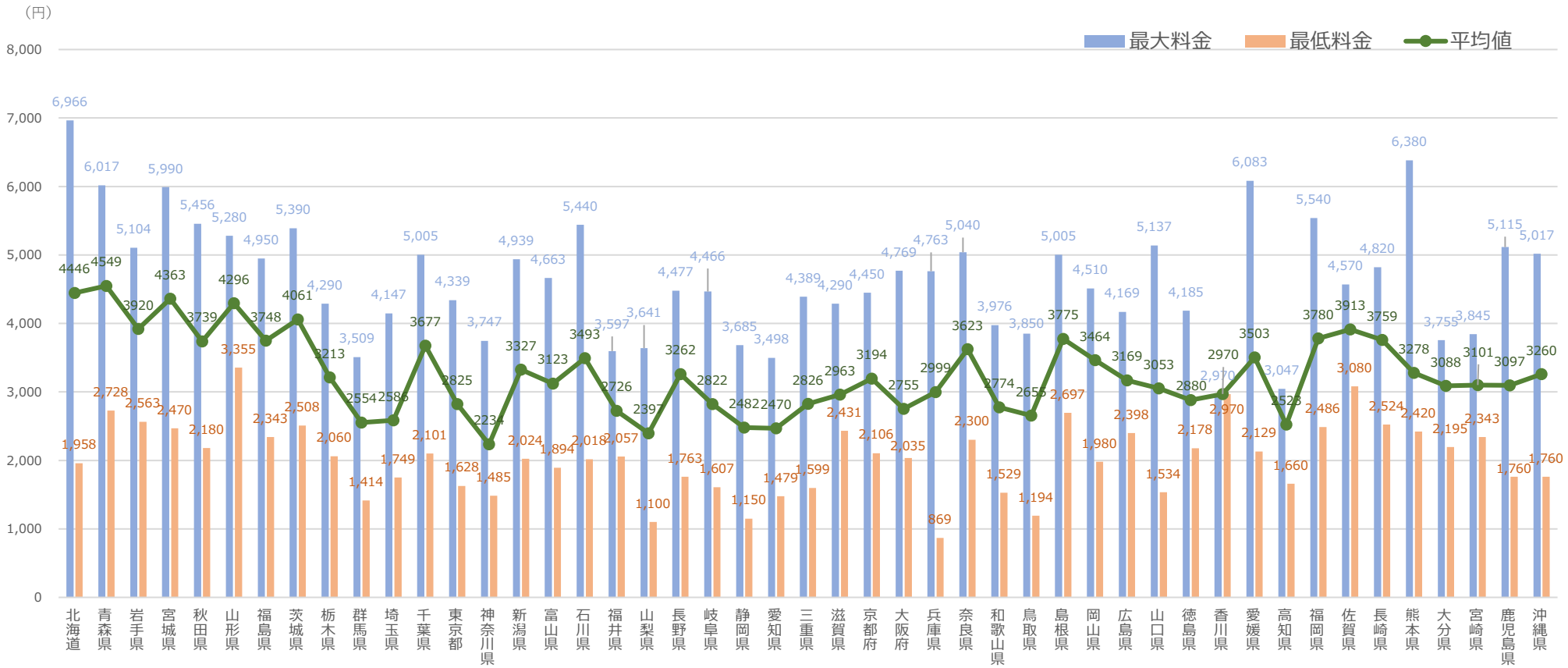

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
料金格差（倍率）	3.6	2.2	2.0	2.4	2.5	1.6	2.1	2.1	2.1	2.5	2.4	2.4	2.7	2.5	2.4	2.5	2.7	1.7	3.3	2.5	2.8	3.2	2.4	2.7	1.8	2.1	2.3	5.5	2.2	2.6	3.2	1.9	2.3	1.7	3.3	1.9	1.0	2.9	1.8	2.2	1.5	1.9	2.6	1.7	1.6	2.9	2.9

※　R5決算統計より作成。対象事業：水道事業（末端給水）
※　口径13mmの1か月20m³当たり料金（01表１行32列）を基に比較
※　香川県は、事業統合により県内に存在する上水道事業数が１事業となっている。令和５年時点で企業団内の料金水準は未統一だが、決算統計の調査要領上、企業団においては代表的な料金を１つのみ回答することとしているため、差が1.0倍となっているもの（比較対象から除外）。

【都道府県別】認可事業数

○　上水道事業及び簡易水道事業の認可事業数は、全国的に差が大きい。
○　簡易水道については、市町村合併や簡易水道統合により統合が進んではいるものの、依然多くの事業が存在する。

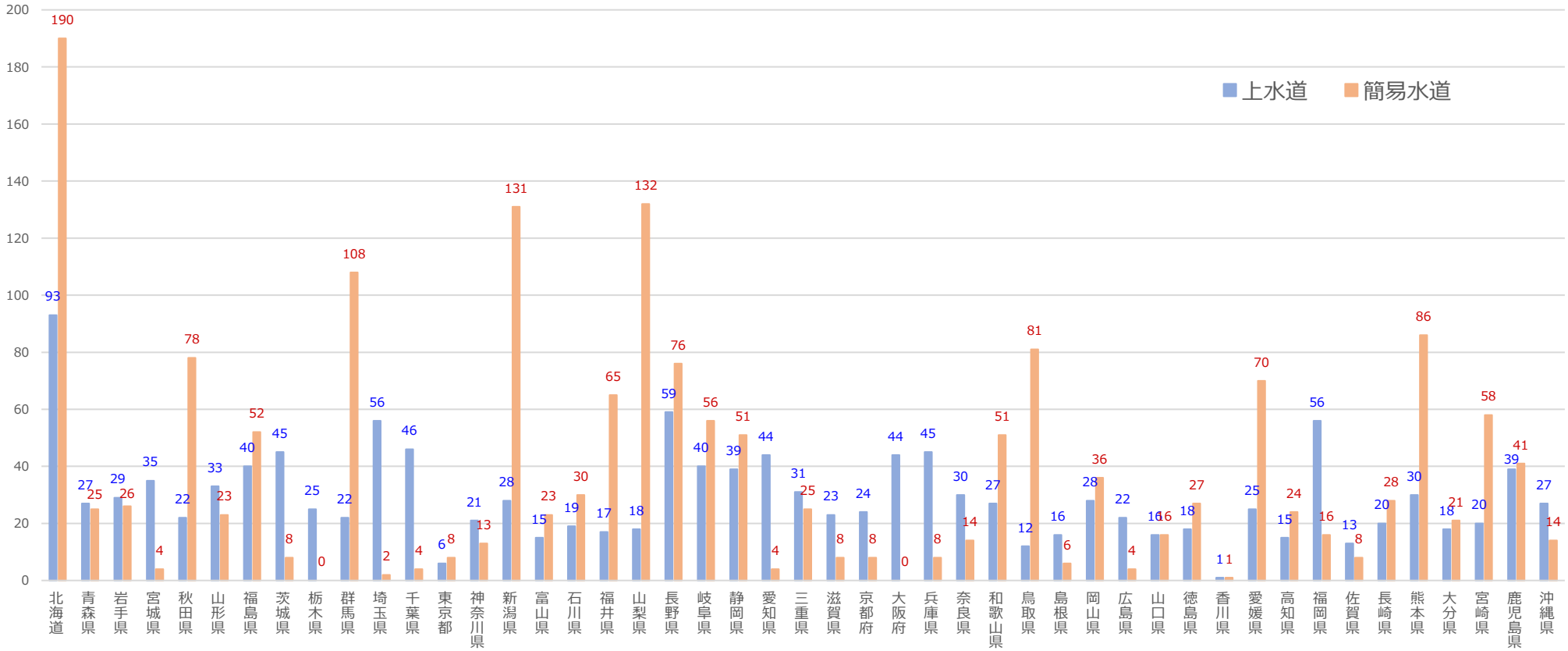

	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
上水道	93	27	29	35	22	33	40	45	25	22	56	46	6	21	28	15	19	17	18	59	40	39	44	31	23	24	44	45	30	27	12	16	28	22	16	18	1	25	15	56	13	20	30	18	20	39	27
簡易水道	190	25	26	4	78	23	52	8	0	108	2	4	8	13	131	23	30	65	132	76	56	51	4	25	8	8	0	8	14	51	81	6	36	4	16	27	1	70	24	16	8	28	86	21	58	41	14
市町村数	185	40	33	35	25	35	59	44	25	35	63	54	39	33	30	15	19	17	27	77	42	35	54	29	19	26	43	41	39	30	19	19	27	23	19	24	17	20	34	60	20	21	45	18	26	43	41

※　R４水道統計より作成。対象事業：用水供給、上水道（私営除く）、簡易水道（その他除く）
※　市町村数　e-Stat公表データ

【都道府県別】主な経営比較分析表（施設利用率）

○ 施設利用率（全国平均）は60.2%となっており、全国平均以上が20団体、全国平均未満が27団体となっている。
○ 都道府県別に見ると、最も高いのは沖縄県（72.3%）、最も低いのは徳島県（49.2%）となっている。

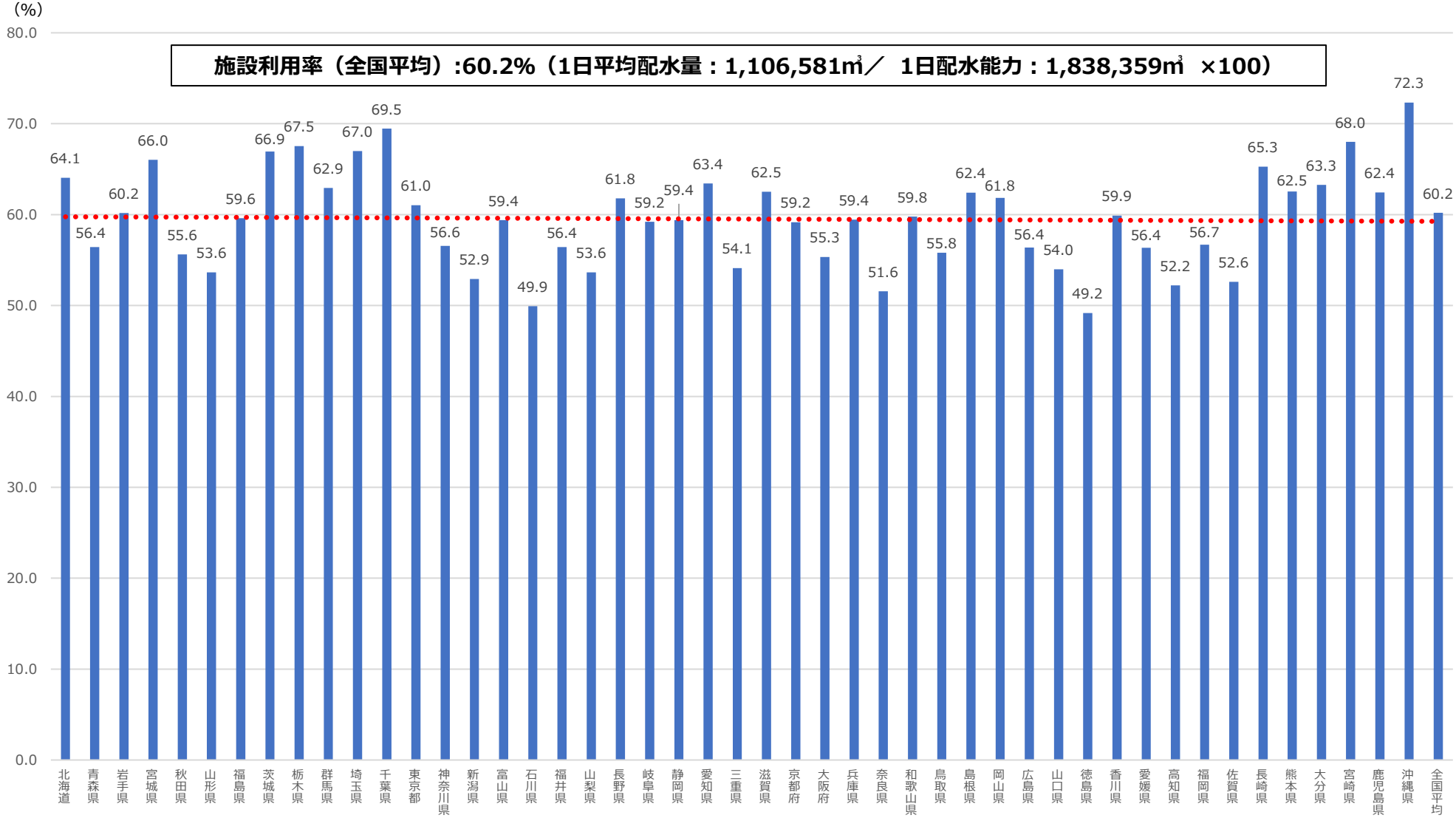

※ Ｒ５決算統計により作成。対象事業：上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用）
※ 施設利用率＝「1日平均配水量」（年間総排水量（01表01行23列）÷366）÷「1日配水能力」（01表01行21列）×100

水道事業における経営広域化実現までのプロセス（イメージ）

広島県水道広域連合企業団資料（第6回上下水道の経営基盤強化に関する研究会）及び日本水道協会資料（水道広域化検討の手引き）を踏まえて作成

○ 広島県水道広域連合企業団の事例紹介や、日本水道協会が作成した手引きを参考にした、経営広域化実現までの取組過程（イメージ）は、下表のとおり。
○ 中核団体のリーダーシップや、構成団体との丁寧な意見交換が重要。

検討順序	概要
①検討体制の構築 （中核団体）	・ 中核団体における検討体制の整備 ※ 水道法上、都道府県は、「市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とされている。
②素案検討	・ 水道広域化推進プランの進捗等現状把握 ・ 各事業体の課題等把握・圏域の設定 ・ 業務の共同化（システム整備等含む）、施設の共同化等の方針整理 ・ 広域化の効果等整理
③協議会設立・大方針の決定	・ 統合地域（素案）の確定 ※まずは県全域が望ましい ・ 構成団体による協議組織を設立 ・ 統合形態等（事業統合/経営の一体化の別、中核団体への一元化/企業団設立の別、執行機関や議決機関の体制等）の決定
④各論の調整・最終案の決定	・ 各種調整（組織・人員配置、設備の整備水準・サービス水準等の格差対策、自治体間の費用負担、料金水準等） ・ 構成団体の確定、基本協定の締結 ・ 基本計画の策定
⑤決定・各種手続き	・ 構成団体における各種議決 ・ 国土交通省・総務省等への許認可手続き

３　その他

消防の広域化、連携・協力の歴史

R5.7.28　地方財政審議会消防庁説明資料

○平成６年９月【第０期】
「消防広域化基本計画の策定について」（長官通知）
・消防広域化基本計画策定指針の策定
⇒都道府県に対し、消防広域化基本計画の策定を要請

○平成13年３月
「消防広域化基本計画の見直しについて」（長官通知）
・消防広域化基本計画の見直しに関する指針の策定
⇒管轄人口については、概ね10万人程度以上とすることがひとつの目安となること

○平成18年６月【第Ⅰ期】
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
○平成18年７月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け
・推進期限：平成25年３月31日
・都道府県は推進計画を策定し、その中で、広域化の対象となる市町村の組合せを定める。
・消防本部の規模の目標：管轄人口30万人以上としつつ、地域の実情を考慮

○平成25年４月【第Ⅱ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年４月１日
・国、都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設
・消防本部の規模の目標：
・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）の広域化を推進

○平成29年４月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・消防の広域化には時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとした
・連携・協力の範囲の目標：原則として都道府県で一つの指令センターとすることが望ましく、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要

○平成30年４月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和６（2024）年４月１日
・都道府県は推進計画を再策定
・消防本部の規模の目標：
・全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域）での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える
・管轄人口30万人以上にとらわれず、地域の実情を考慮
・小規模消防本部（管轄人口10万人未満）及び消防吏員数100人以下の消防本部を可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討
・50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）については原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討

○「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和６（2024）年４月１日
・連携・協力のうち、まずは指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要とした

出典：総務省HP（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/02zaisei02_04001397_00510.html）

消防の広域化の取組

＜消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）＞

第四章　市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第三十一条　市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第三十二条　消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

２ 略

＜市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号）（抜粋）＞

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

＜市町村の消防の広域化の推進に関する答申（平成18年２月１日消防審議会）（抜粋）＞

３ 広域化の目標となる消防本部の規模

（中略）

一般火災への十分な対応能力の確保という観点からは、消防力の整備指針で想定している火災の３倍程度である概ね焼損面積375m²規模の火災に対して消防力の整備指針で想定している２～３倍程度の消防力である10～18隊程度のポンプ隊による初動体制を確保できれば、全国で発生している約97%の火災がカバーされる。また、はしご車、化学消防車といった高度な車両をそれぞれ最低２台配備している消防本部の規模が望ましい。

また、火災原因調査等の高度化・専門化の観点からは、概ね職員300人以上の本部においては、火災原因調査の実施体制及び専従調査員の一定の確保がなされている。

さらに、風水害、震災等の災害対策の観点から考えると、災害の態様は様々であるが、例えば、まず基本的には被災地の消防本部単独での対応が求められる風水害について、単独で対応することができる一定の体制を整えることが重要と考えられる。

この他、増加する救急活動への対応の強化、高度な救助活動の観点からも一定以上の消防本部の規模が必要と考えられる。

以上の各般の検討を踏まえると、従来から広域化の目安としていた管轄人口10万規模と比して、より高い目標とはなるが、管轄人口30万規模以上とすることを目標として設定すべきである。

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

厚生労働省資料

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】 市町村が個別に運営

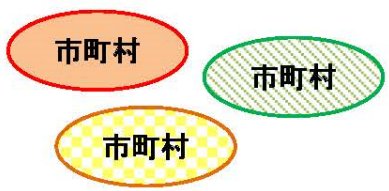

（構造的な課題）
・年齢が高く医療費水準が高い
・低所得者が多い
・小規模保険者が多い

・国の財政支援の拡充
・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

【改革後】 都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割

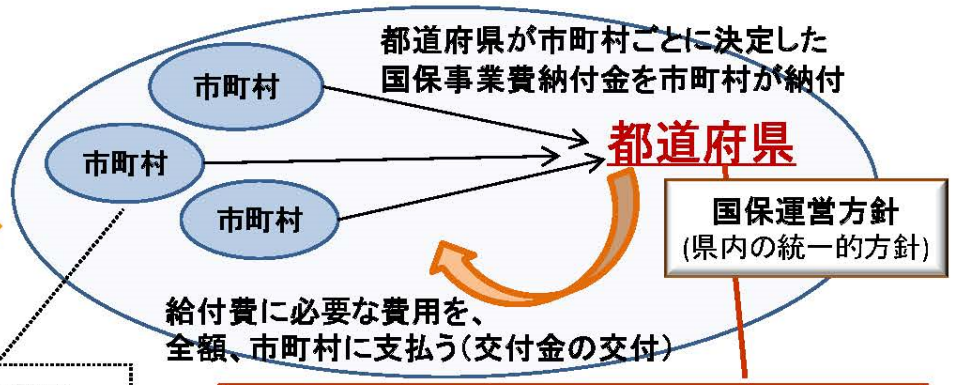

・資格管理（被保険者証等の発行）
・保険料率の決定、賦課・徴収
・保険給付
・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

・財政運営責任（提供体制と双方に責任発揮）
・市町村ごとの納付金を決定
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
・市町村ごとの標準保険料率等の設定
・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

出典：厚労省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/hokenseido_kaikaku.html

４　参考

水道事業の元利償還金の推移(H15～R5)

○ 水道事業の元利償還金については、建設改良費の減少に伴って、平成19年度（1.5兆円程度）をピークに減少傾向にあり、令和５年度には0.6兆円程度となっている。
○ 平成19～24年度に補償金免除繰上償還を実施したこと等により、利払費は減少傾向となっている。

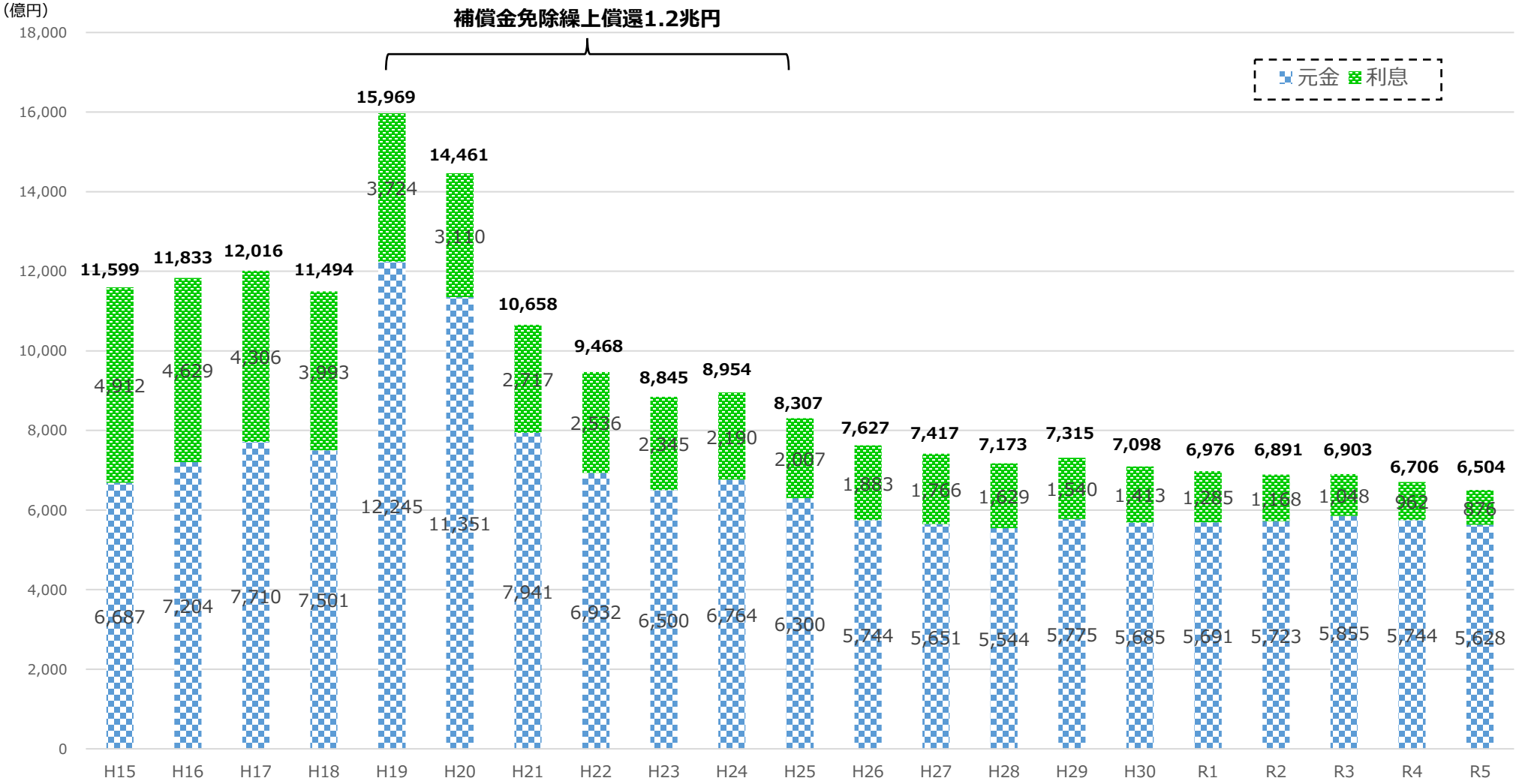

※H15～R5決算統計により作成。対象事業：上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用）

利率別企業債未償還残高の推移

○　平成19～24年度に補償金免除繰上償還を実施したこと等により、現在、企業債未償還末5.0%以上の高利率なものはほとんんどない状況となっている。
○　Ｒ５年度末時点で最も多いのは「1.0%未満」（42.8%）となっており、3.0%未満のもので99%程度を占めている。

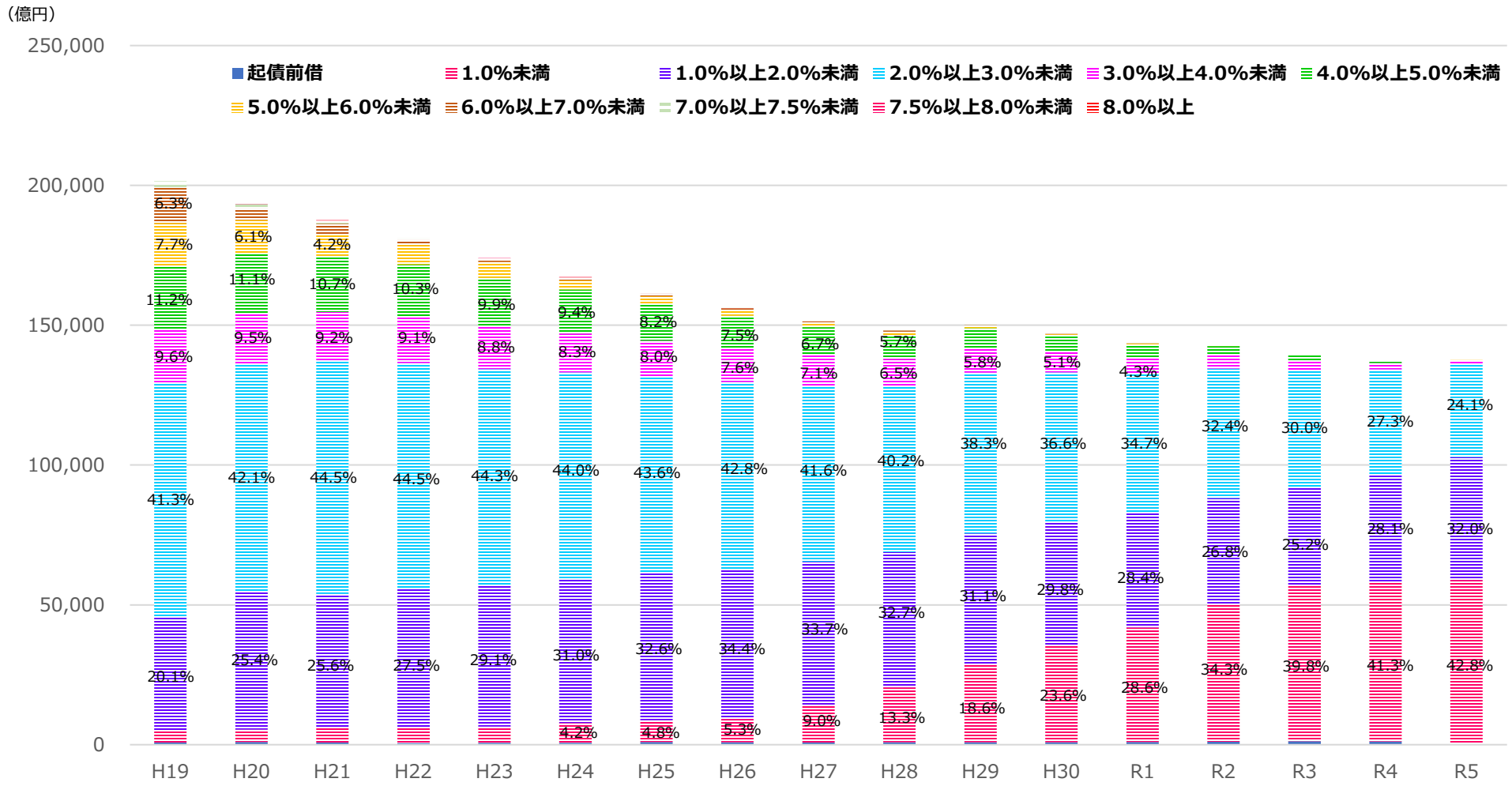

※　R5決算統計。上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用）
※　年度末時点の残高を表記。

【都道府県別】総資産額・水道管路敷設総延長

○ 総資産額は、都市部ほど大きい傾向にあるほか、概ね水道管路の総延長に比例しており、東京都が最も大きく（29,509億円）、鳥取県が最も小さい（1,354億円）。
○ 水道管路敷設総延長は、北海道が最も長く（43,163km）、鳥取県が最も短い（5,133km）。

総資産額（全国合計）:326,016億円、水道管路総延長（全国合計）:773.2千km

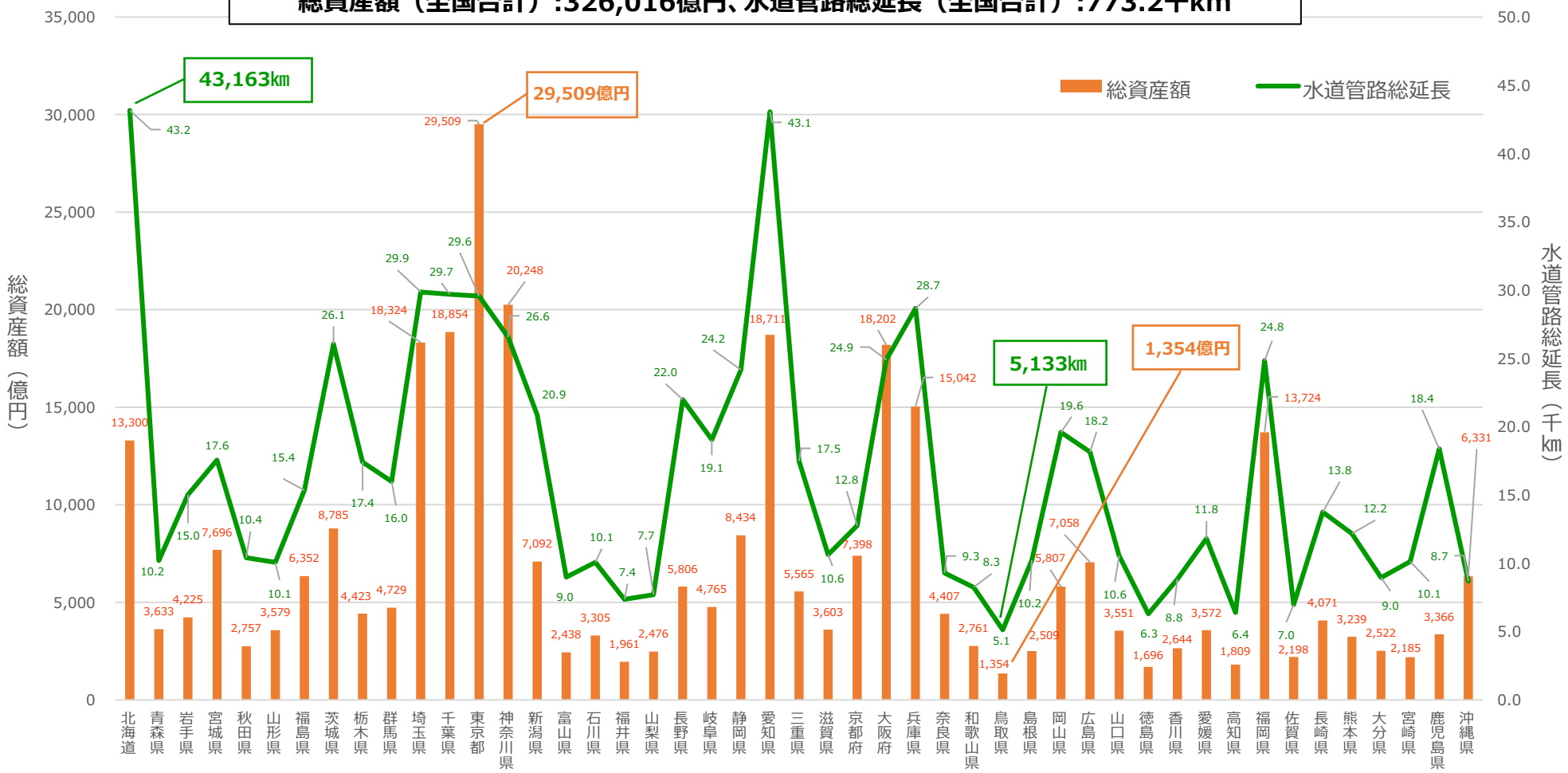

※ R５決算統計により作成。対象事業：上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用）
※ 水道管路敷設延長=「水道管路敷設延長」（01表01行13列～15列）
※ 総資産額=「資産合計」（22表１行21列）

【都道府県別】職員1人当たりの総資産額・水道管路敷設延長

○ 職員１人当たりの水道管路敷設延長は、福井県が最も長く（41.9km）、大阪府が最も短い（7.6km）。
○ 職員１人当たりの総資産額は、福井県が最も高く（1,114百万円）、山口県が最も低い（508百万円）。

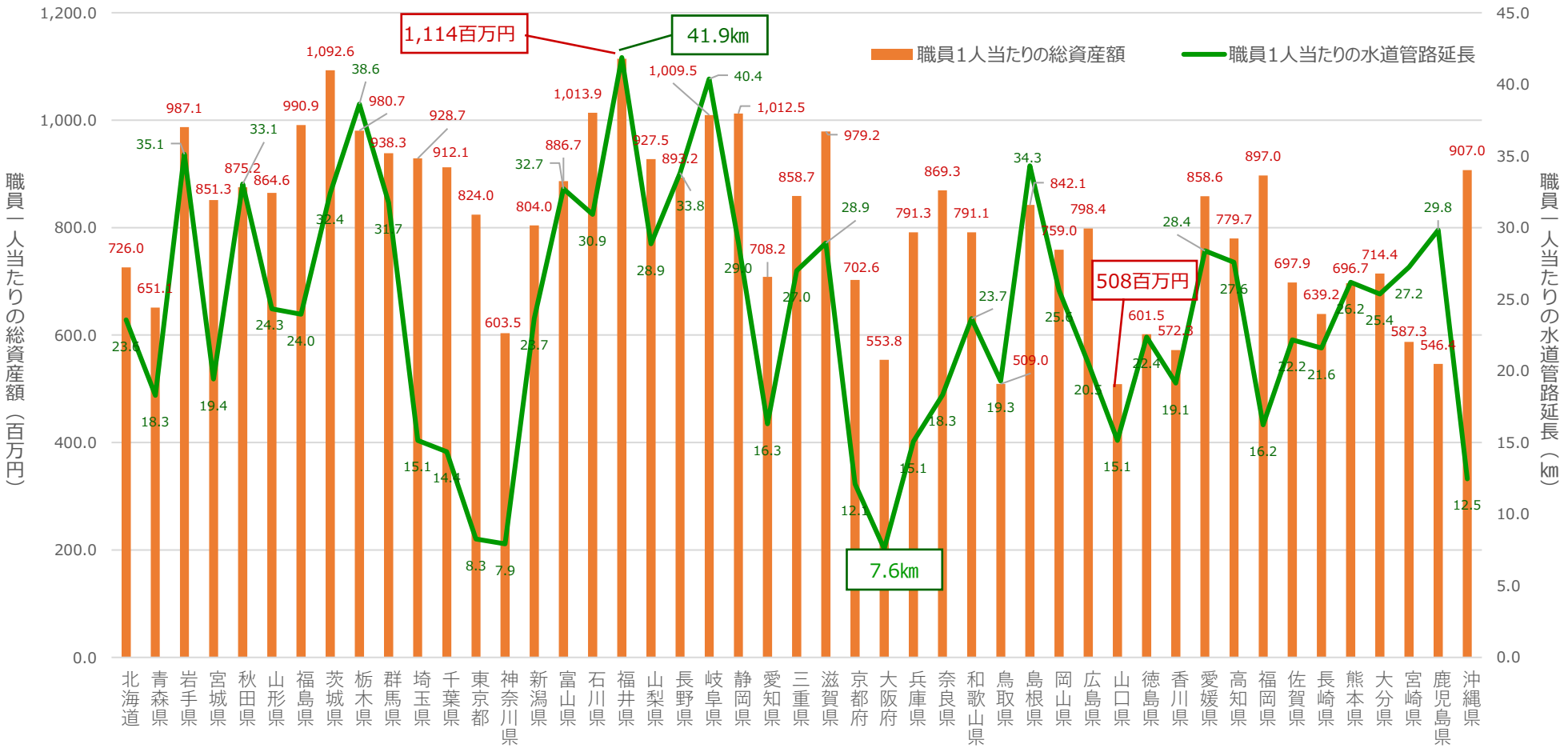

※ Ｒ５決算統計により作成。対象事業：上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用）
※ 職員１人当たりの水道管路敷設延長=「水道管路敷設延長」（01表01行13列～15列）÷「年度末常勤職員数」（25表３行29列）
※ 職員１人当たりの総資産額＝「資産合計」（22表１行21列）÷「年度末常勤職員数」（25表３行29列）

【給水人口規模別】水道事業に係る部門別職員数の構成

○　総務・管理等に従事する職員及び資本勘定職員の占める割合は、給水人口規模が大きくなるほど高くなる傾向がある。
○　反対に、原水、浄水、配水等現業職員の占める割合は、給水人口規模が小さくなるほど高くなる傾向がある。

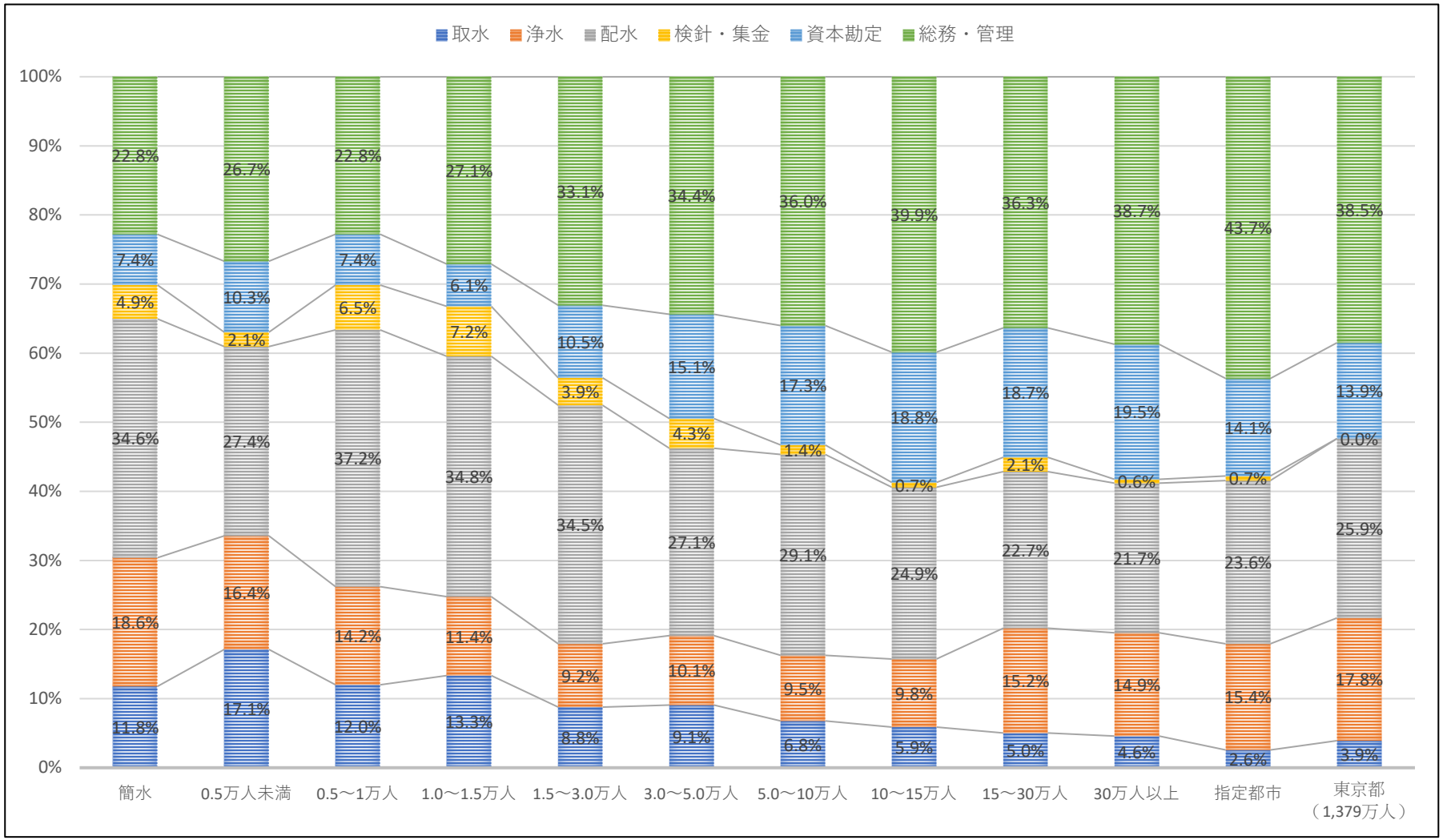

※　Ｒ５決算統計により作成。上水道事業（末端給水、用水供給）、簡易水道事業（法適用、法非適用）
※　職員数は、常勤職員数を計上
※　法適用：25表02行４列＋29列＋54列＋3行4列、法非適用：29表１行48列＋51列